



第4号様式

流教総第 374 号

令和 4年 3月22日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長 田中 弘美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和4年2月17日付け、流監第119号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和4年2月17日・流監第119号		
監査の種類別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
教育総務部教育総務課	意見	<p>式典に係る費用について、教育総務課予算（教育委員会費）及び学校教育課予算（教育振興費）から支出しており、複数の事業にまたがった予算執行となっていた。予算計上がないものについては、財政部局とも協議するとともに、事業別予算の観点から、適正な予算執行ができるよう厳正なチェック体制を構築されたい。</p>	<p>今後、事前に財政部局や、担当部局と協議を行い、適正な予算執行ができるよう注意する。</p>

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。